

# みんなのひろば

## 男女平等社会をめざして

### 夫婦・恋人の関係は対等ですか

ドメスティックバイオレンス(DV)は、殴る、ける等だけでなく、精神的・社会的・性的・経済的な暴力など、さまざまな形で現れ、被害を受けた人の心や身体を傷つけてしまう人権侵害です。

「相手が怒るのは自分が悪いから」とか、「愛されているから束縛される」と考えていると、実際DVが起きていても認識できず、問題が潜在化してしまいます。

DVはけんかではなく人権侵害です。「こんな場合でもDVは許さない」という意識が大切です。

恋愛感情、その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい行為を反復して行うことです。不安を感じたら、まず最寄りの警察署等にご相談ください。

少しでも疑問に感じていたことがあれば、隠さずチェックシートで一度確認してみましょう。

### デートDVとは

デートDVとは、10代から20代などで、未婚の交際相手から受けるDVのことです。

### ストーカー行為とは

恋愛感情、その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい行為を反復して行うことです。不安を感じたら、まず最寄りの警察署等にご相談ください。

## DVチェックシート

### ◎パートナー（配偶者や恋人）は…

- 嫉妬深く独占欲が強いですか
- あなたが実家に帰ったり、友人と会う事を嫌がりますか
- あなたが浮気をしているのではないかと疑いますか
- あなたがどこで何しているのかを気にし、どこに行ったかをいちいち報告させますか
- あなたが何かするたびに、自分の許可をとらせますか
- 暴力を、お酒やストレスのせいにしてますか
- あなたを「もの」や「所有物」のように考えていますか
- 自分の好みに合わせてあなたが態度や考え方を変わすることを望んでいますか
- あなたの持ち物を壊したり、ペットをいじめたりしますか
- あなたあての手紙を勝手に開封したり、携帯をチェックしたことがありますか

### ◎あなたは…

- いつも受け身で、絶望感におそわれることがありますか
- パートナーの機嫌を損ねることを恐れ、意見が食い違うことが怖いですか
- パートナーが怒るのは自分に非があるからだと思っていますか
- 自分さえ我慢していれば二人の関係はうまくいくと思っていますか
- パートナーが束縛したがるのは、自分のことを愛しているからだと思っていますか

### 市の取り組み

市企画政策課男女共同参画室（市役所本庁舎2階）では、DV等の相談を受け付けています。また、啓発パンフレット「知っておきたいデートDV」、「DVを知らなきゃDVをなくせない」を配布しているほか、市ホームページでも掲載するなど、啓発に取り組んでいます。



市企画政策課男女共同参画室 ☎042-387-9883

### 児童保育所運営委託事業者を募集

#### 児童保育所運営委託事業者を募集

児童保育所の運営委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

■対象施設 あかね児童保育所、みどり児童保育所、まえばら児童保育所、みどり児童保育所

■業務内容 児童保育所運営業務

■募集要項等の配布 6月3日（月）～28日（金）に、児童青少年課（市役所第二庁舎4階）、市ホームページで

■応募資格 平成26～30年度に、応募書類を直接、児童青少年課児童保育係 ☎042-387-19847へ

### 都市計画を変更

市では、次の都市計画を変更しましたので、関係図書の縦覧を行っています。

■対象都市計画公園（三葉公園）

■縦覧場所 都市計画課都市計画係（市役所第二庁舎5階） ☎042-387-98559

### 家屋に関するお知らせ

#### 【新築（増改築）調査にご協力を】

新築（増改築）家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。市では、令和2年度課税の

ために、平成31年1月2日以降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。

調査は、市の調査員（固定資産評価補助員）が、事前に日程を調整のうえ伺います。

調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いいたします。

■調査内容 屋根や外壁・各部屋の内装などに使われている資材や設備の状況を調査します

■取り壊したときはご連絡を 市では、家屋の取り壊しの確認を行っています。課税事務を円滑に行うために、家屋を取り壊したときは、資産税課までご連絡ください。

取り壊した家屋には、翌年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。

居住用家屋が建っている土地は、税負担を軽減する特例措置が適用されていますが、家屋を取り壊したときはこの適用がなくなり、翌年度の土地の固定資産税・都市計画税が上がる場合があります。

◇共通◇ 固定資産税課家屋係 ☎042-387-19821

### 都民住宅（東京都施行型）入居者募集

■募集内容 中堅所得者・家族向けの賃貸住宅（空き家）

■募集案内（申込書）配布 6月3日（月）～11日（火）に、まちづくり推進課（市役所第二庁舎5階）、市役所第二庁舎1階受付、管財課（市役所本庁舎1階）、夜間・休日施設管理室（同1階）で。期

間に限り、J K K東京（東京都住宅供給公社）ホームページ（<https://www.to-kousya.or.jp/>）からダウンロードできます。

■申込方法 6月14日（必着）までに、郵送でJ K K東京募集センターへ

問 J K K東京募集センター ☎03-3498-8894  
〒土曜・日曜日を除く、まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-9861

### 小口事業資金融資 あっせん制度

市では、地元商工業の活性化支援のために、商工業者（法人・個人）が必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう、市と契約した金融機関へ融資のあっせんを行っています。

また、一般資金に比べて低利な経営安定化緊急資金は、令和2年3月31日まで延長して実施しています。

なお、融資が決定した場合、利息の一部を市が負担し、保証機関への信用保証料（当該融資相対分の最大2分

問 武蔵野民事調停協会事務局（オオノ・キド法律事務所内） ☎0422-2618177  
月曜～金曜 午前10時～午後5時、経済課消費生活係 ☎042-387-9831

の1を補助します。申し込みは、随時受け付けています。

問 経済課産業振興係 ☎042-387-9831

### 公民館企画実行委員 選任結果

公民館企画実行委員選出要綱により、次の方々を委員に選任しました。

▽矢部響子さん（東分館）、長坂義明さん（緑分館）  
問 公民館本館 ☎042-383-1184

### 民事調停の利用相談会

土地建物、近隣関係、金銭問題、交通事故等の民事紛争について、裁判所調停委員（弁護士含む）が相談に応じます。

時 6月20日（木）午後1時30分～4時30分  
所 前原暫定集会施設  
申 当日直接会場へ  
問 武蔵野民事調停協会事務局（オオノ・キド法律事務所内） ☎0422-2618177

## 第65回小金井の四季の観光写真コンクール ネット部門 Web投票受付開始

応募があった68点の作品の中から、Web投票により1～10位を決定します。入賞作品は7月17日～23日に小金井 宮地楽器ホールで展示します。

■投票期間 6月3日（月）～23日（日）  
■投票方法 こがねいロケよび隊ホームページ（<http://koganeilocation.jimdo.com/>）のアンケートフォームで（投票は1人1回のみ3作品まで）

問 観光まちおこし協会 ☎042-316-3980